

食品衛生出前講座

保健所の食品衛生監視員が受講者の要望に合わせて食品衛生に関するさまざまなテーマでお話をします。

日時

平日の午前9時～午後5時の1時間程度(他の日時を希望する場合は応相談)

場希望者が区内の会場を確保してください。

対区内在住・在勤者(おおむね10人以上のグループ)

内受講者の希望に応じます。

【テーマ例】

- ・ノロウイルスによる食中毒の予防
- ・親子で学ぼう手洗いの大切さ
- ・食肉の生食について
- ・シルバー世代の食品衛生
- ・食品の表示について
- ・家庭での食中毒予防全般

◎希望により簡単な検査器材を使用した「正しい手洗い方法」が体験できます。

申電話で問へ。

問中央区保健所生活衛生課食品衛生担当

☎(3541)5939

少年少女スポーツフェスティバル

～いろいろなスポーツを体験～

日時

4月13日(日)
午後0時45分～2時30分

場総合スポーツセンター・浜町運動場(浜町運動場の雨天中止)

対区内在住・在学の小・中学生および保護者(子どもだけの参加可)

内スポーツ体験(軟式野球、サッカー、剣道、卓球、バドミントン、ミニバスケットボール、少林寺拳法、ラグビー)。

申当日、直接会場へ。

◎屋内用運動靴を持参してください。

スポーツ少年団に入りませんか

スポーツ少年団は、地域の子どもたちがスポーツの楽しさと喜びを味わい、健康な体と心を育むことを目的とした団体です。当日は各団体の案内を配布します。

問中央区スポーツ協会事務局

☎(3546)5729



詳しくは
スポーツ協会HPへ

ボランティア保険(継続・新規)加入手続のご案内

「中央区ボランティア保険」制度は、ボランティア活動中の事故で生じる損害に備えるため、区が保険料の全額を負担して加入するものです。

対象

ボランティア団体の代表者または指導者

補償の種類と内容

別表1のとおり

保険期間

6月1日(中途加入の場合は、承認された日)～令和8年6月1日

申し込み方法

継続・新規加入ともに4月3日～5月7日に、申込用紙に必要事項を記入の上、

別表2に記載の各申込先へ申し込む(中途加入は随時受け付け)。

申込用紙の配布場所・申込先

別表2のとおり

問総務課総務係

☎(3546)5233

別表2

団体(活動)の種類	担当窓口	電 話
青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体	文化・生涯学習課青少年係	(3546)5304
町会・自治会関係	地域振興課地域事業係	(3546)5339
乳幼児の健全育成活動を行う団体	子ども子育て支援課子ども子育て支援係	(3546)5444
障害者に対する援助活動を行う団体	障害者福祉課障害者福祉係	(3546)5389
高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体	シニアセンター	(3531)7813
資源再利用活動を行う団体	中央清掃事務所清掃事業係	(3562)1523
交通安全活動を行う団体	交通課交通対策係	(6278)8171
これら以外の団体	活動の関連部署	

別表1

補償の種類	補償限度額
損害賠償 責任保険	対人の賠償 1人 1億円 1事故 2億円
	対物の賠償 1事故 500万円 (保管物の場合300万円)
傷害保険	死亡保険金 500万円
	後遺障害保険金 15万円～500万円
	入院保険金 日額 3,000円(180日限度)
	通院保険金 日額 2,000円(90日限度)

春の全国交通安全運動

4月6日～15日

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに春の全国交通安全運動が実施されます。

期間中は、区内警察署で交通安全に関するさまざまなキャンペーンを実施します。

歩行者・運転者がお互いに交通ルールの遵守を徹底

道路を横断する際は横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと、飲酒やながら運転をしないことなど交通ルールを守りましょう。

自転車・電動キックボードを利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守を徹底

自転車利用者は自転車用ヘルメットを着用し、自転車安全利用五則を遵守しましょう。電動キックボードの利用時も、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

「中央区交通安全日」

毎月10日(10日が土、日曜日の場合は直前の金曜日)を「中央区交通安全日」と定め、関係機関・団体などが連携し、交通安全活動の推進および交通事故の抑止を図っています。

別表3

区 分	年	中央区	都 内
事故件数 (件)	令和6年	697	30,103
	令和5年	716	31,385
	増減数	-19	-1,282
死者数 (人)	令和6年	2	146
	令和5年	1	136
	増減数	+1	+10
負傷者数 (人)	令和6年	782	33,251
	令和5年	788	34,870
	増減数	-6	-1,619

令和6年交通事故発生状況

発生状況は、別表3のとおりです。前年と比較すると、区内の事故件数および負傷者数は減少しましたが、ちょっとした気の緩みや油断が重大事故につながります。

自動車運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者なども交通ルールを

しっかり守り、日頃から交通安全を心がけましょう。

問交通課交通対策係

☎(6278)8171



詳しくは区HPへ

ベビーシッター利用料の補助

(一時預かり利用支援)

対象

満6歳(年度の末日まで)の子どもを持つ保護者で、以下のいずれかに該当する方

- ・日常生活上の突発的な事情などにより一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者
- ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者

利用日時

祝日・休日、年末年始を含む毎日
午前7時～午後10時
(令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分)

利用時間の上限

児童1人当たり月20時間、年度内144時間(多胎児の場合は児童1人当たり月40時間、年度内288時間)

補助内容

東京都が認定するベビーシッター事業者の利用料金のうち、1時間当たり2,500円を上限に補助

◎家庭での特別な事情による緊急対応枠あり(要事前相談・承認)

申申請書(HPからダウンロード)と必要書類を原則郵送で問へ。

◎令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)利用分の申請期間は、4月14日までです。

◎一時預かり利用支援および緊急対応枠の申請方法など詳しくは区HPまたは問へ。

問・一時預かり利用支援について(申請含む)

パーソルビジネスプロセスデザイン(株) 中央区ベビーシッター事務局

〒171-0014

東京都豊島区池袋2-65-18

池袋WESTビル2階

☎(0120)503487

・緊急対応枠について
子ども家庭支援センター「きらら中央」

☎(3542)6321

(いずれも平日の

午前9時～午後5時)

詳しくは区HPへ

